オンライン授業動画不存在非公開決定審査請求事案（番号30）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年６月２日 |
| 請求内容 | 府立○○高校で作成されたオンライン授業動画すべて（令和２年６月３日現在）（※なお今後は毎週請求する）  趣旨：適切な授業が行われているのか府民によるチェックを行うため。  定期テストは情報公開の対象であるので、その根拠となるオンライン授業動画もすべて対象である。 |
| 実施機関  の決定 | 令和２年６月９日付け教高第1702号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  本件動画は、作成していないため、管理していない。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年６月12日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。その他該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書について、○○を初めとした「オンライン授業　試行用ビデオ」が６月３日にアップロードされているため、不存在は虚偽である。  試行用とあるが、オンライン授業を前提として試行的に公開されたものであるため、当然これらも対象であることは明白である。 |
| 弁明書 | | １　オンライン授業について  　　オンライン授業は新型コロナウイルス感染に係る一週間以上の臨時休業の措置をとった場合に作成されるものとしているが、請求時点までに、○○高校は臨時休業の措置をとっていない。したがってオンライン授業動画は作成されていない。  　　なお、審査請求人が主張する「オンライン授業試行用ビデオ」はオンライン授業の試行用に作成したものであり、「オンライン授業動画」には該当しない。  ２　本件行政文書を非公開決定した妥当性について  　　審査請求人が情報公開請求を行った行政文書について、作成していないため、管理していない。 |
| 反論書 | | 「弁明の理由」について、「『オンライン授業用試行用ビデオ』はオンライン授業の試行用に作成したものであり、『オンライン授業動画』には該当しない。」との説明は明らかに詭弁である。趣旨を理解して公開すべきであるのに、言葉遊びにより請求者を翻弄する態度は非難されて然るべきである。したがって非開示は不当である。 |
| 判　断 | | １　実施機関は、本件請求の「府立○○高校で作成されたオンライン授業動画すべて（令和２年６月３日現在）」という記載から、対象文書を、新型コロナウイルス感染症に係る１週間以上の臨時休業の措置をとった場合に作成される、オンライン授業動画であると特定している。  文書の特定は、公開請求書の記載から通常読み取れる範囲で行えば足りると解されるところ、前記の特定は、不合理ではない。 |
| 判　断 | | また、当審査会が実施機関に確認したところ、本件請求当時、府立学校が新型コロナウイルスへの感染による臨時休業となった場合、大阪府教育委員会会議において情報共有されていたとのことであった。令和２年７月に開催された同会議で用いられた「府立学校における新型コロナウイルスへの感染による臨時休業の状況（令和２年６月１日（学校再開）後）」と題する資料を見るに、当審査会は、令和２年６月１日から同年７月21日までの間に、府立○○高校が臨時休業した事実はないことを確認した。  オンライン授業動画は、新型コロナウイルス感染症に係る１週間の臨時休業の措置をとった場合に作成されるものであるから、本件請求時において対象文書が存在しないことは、不合理ではない。  ２　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年６月２日　　　同日付け公開請求  ・同月９日　 　　　　 不存在非公開決定  ・同月12日 　　　　　　審査請求  ・同年９月25日 　　　　弁明書  ・同年11月14日　　　　反論書  ・同年12月10日　　　　諮問 |